

宣言、主張起草委員 山田民造
規約起草委員 錢原與會吉
5、資格審査委員會報告 代議員 一二二名
6、宣言、主張起草委員會報告 別紙の通り
7、規約起草委員會報告 別紙の通り
8、議 事
一、糶検査制度絶対反対の件 高原新三郎 説明
糶検査は筑紫郡のみ行はれ居る制度にして郡農會は農民の利益の如く宣傳するが實際に於て昨年の凶作時の如き場合には四割の屑米を生じ地主商人の利益となり小作人は屑米

を食する結果を齎らしてゐる、當局に抗議せよ 可 決
二、土地返還の件 城戸 雄 説明
農民と土地とは不離のものである土地を愛することは國家に對する御奉公であり國家の繁榮を計ることである
三、既成政黨の手先農會排撃の件 山田民造 説明
農會は既成政黨の手先となつて無智な農民を胡亂化して政黨の足場を作つてゐる種なものだ、農會主腦者に政黨者流の進出を防ぎ、農民本位の活動をさせねばならぬ 可 決
四、小作争議應接の件 齋藤久雄 説明
争議の勝利は團結にあり、相互應接により實踐を挙げねばならぬ 可 決